

【 利 用 料 金 表 】

通所リハビリテーション

<平成29年4月1日より適用>

※介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります

事業者番号

2712206644

《通所リハビリテーションご利用料》

(地域単位:10.88円)

[1日あたりの自己負担額]

1割負担 2割負担

基本 料 金	4時間以上6時間未満	要 介 護 1	609円	1,217円
		要 介 護 2	725円	1,450円
		要 介 護 3	840円	1,680円
		要 介 護 4	956円	1,911円
		要 介 護 5	1,071円	2,142円
	6時間以上8時間未満	要 介 護 1	790円	1,580円
		要 介 護 2	952円	1,904円
		要 介 護 3	1,112円	2,224円
		要 介 護 4	1,277円	2,553円
		要 介 護 5	1,438円	2,875円
入浴介助加算		入浴介助を行った場合	55円	109円
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）		計画に基づきリハビリを行った場合（月4回以上利用、1月につき）	251円	501円
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）		通所リハビリテーション計画書同意日の属する月から6か月以内 当該日の属する月から起算して6か月目以降	1,110円 762円	2,220円 1,524円
短期集中個別リハビリテーション実施加算		退院（所）日又は認定日から3月以内	120円	240円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		週2日限度（3月以内）	260円	523円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）		退院（所）日又は認定日から3月以内、月4回以上実施	2,089円/月	4,178円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算		利用開始から3か月以内 利用開始から3か月以上6か月以内	2,176円/月 1,088円/月	4,352円/月 2,176円/月
栄養改善加算〔月2回限度〕		低栄養状態の改善等を目的に栄養管理を行った場合（1回につき）	164円	327円
口腔機能向上加算〔月2回限度〕		口腔機能の改善等を目的に口腔機能向上サービスを行った場合（1回につき）	164円	327円
重度療養管理加算		要介護3又は4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である方に対して、 医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合	109円	218円
中重度者ケア体制加算		中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合	22円	44円
社会参加支援加算			13円	27円
サービス提供体制加算（Ⅰ）		介護職員のうち介護福祉士50%以上	20円	40円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の47/1000		
			* 送迎を行わない場合（片道）	52円 減算 103円 減算
そ の 他	食費	昼食代（おやつ含む）	618円	
	日用品費	シャンプー・石鹸・ティッシュペーパー・タオル・バスタオル等	155円	
	教養娯楽費	レクリエーションの材料費	155円	
	おむつ代		実 費	

介護予防通所リハビリテーション

《介護予防通所リハビリテーションご利用料》

(地域単位:10.88円)

[1日あたりの自己負担額]

1割負担 2割負担

基本料金	要支援1	1,972円	3,943円
	要支援2	4,042円	8,084円
若年性認知症利用者受入加算		262円	523円
運動器機能向上加算		245円	490円
栄養改善加算		164円	327円
口腔機能向上加算		164円	327円
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		523円	1,045円
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		764円	1,524円
事業所評価加算		131円	262円
サービス提供体制加算(Ⅰ)	要支援1	79円	157円
	要支援2	157円	314円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の47/1000加算	
その他	食費	昼食代(おやつ含む)	618円
	日用品費	シャンプー・石鹸・ティッシュペーパー・タオル・バスタオル等	155円
	教養娯楽費	レクリエーションの材料費	155円
	おむつ代		実費

アエバ会診療所 通所リハビリテーション

